

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、上記の事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

会津若松市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法、母子健康法、健康増進法に基づき、以下の事務を行う。 (1) 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に関する予防接種事務 ① 予防接種法に基づく予防接種に関する事務 ② 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ③ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ 予防接種実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。 (2) 母子保健法に関する事務 ① 乳幼児健康診査に関する事務 ② 妊娠の届出に関する事務 ③ 低体重児の届出に関する事務 ④ 未熟児訪問指導の実施に関する事務 ⑤ 未熟児養育医療の給付に関する事務 ・ 乳幼児の各種検診及び保健指導等を実施する。 ・ 事務に係る届出は窓口持参や郵送による書面での提出を受け付ける ・ 妊娠の届出に限りマイナポータルによる受付予約を行う。 (3) 健康増進事業における各種健(検)診に関する事務 ① 各種がん検診事務(胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん) ② 肝炎ウイルス検診事務 ③ 骨粗しょう症検診事務 ・ 健(検)診受診情報や通知送付履歴等の照会 ・ 年齢、性別、資格情報、過去の受診記録からの健(検)診対象者を抽出し、通知物等印字・発送 ・ 健(検)診の受診券等の発行申込みに対し、対象者であるかの確認及び発行 ・ 健(検)診の予約申込みに対し、対象者であることの確認及び予約情報の入力 ・ 健(検)診結果のデータ入力及び結果管理
③システムの名称	健康管理システム、自治体中間サーバー、既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル、乳幼児健康診査ファイル、妊娠届出書綴り、低体重児出生届綴り、未熟児養育医療申請者書類綴り、各種健(検)診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に関する予防接種事務 番号法第9条第1項 別表の14,126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) (2) 母子保健法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の70の項 (3) 健康増進事業に関する事務 番号法第9条第1項 別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【情報照会】 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25,27,28,29,153,154の項 (2) 母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95, 96の項 (3) 健康増進事法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 【情報提供】 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25,26,153,154の項 (2) 母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項 (3) 健康増進事法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	会津若松市役所 健康福祉部 健康増進課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1245
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会津若松市役所 健康福祉部 健康増進課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1245
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次の留意事項等を順守している。 ・マイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認する。 ・複数人での確認により、マイナンバーの紐づけを行い、その記録を残す。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書類棚等に保管する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

[illegible]